

第56回 姫路市農業委員会総会議事録

開催日時 令和4年2月24日(木) 午後1時25分から午後3時
 開催場所 姫路市役所 10階 第三会議室

農業委員の出欠状況及び署名委員

議席番号	氏名	出欠	署名委員	備考
1	福永利一	出席		
2	松尾富昭	出席	○	
3	福岡 潤	出席	○	
4	中塙良幸	欠席		
5	田原仁志	出席		
6	田口繁克	出席		
7	尾川和男	出席		
8	三木輝男	出席		
9	田中博	出席		
10	飯塙祐樹	欠席		
11	萩原和好	出席		
12	高濱宏章	出席		
13	岡本富博	出席		
14	宮下裕光	出席		
15	橋本静枝	出席		
16	小林忠明	出席		
17	青田誠	出席		会長職務代理者
18	大塙正穂	出席		会長職務代理者
19	岸本英夫	出席		会長

その他の出席者 0名

農業委員会事務局職員 4名

傍聴人 0名

議事内容

- | | |
|-------|------------------------------|
| 議案第1号 | 農地確認及び非農地確認について |
| 議案第2号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第3号 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| 議案第4号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議案第5号 | 相続税等納税猶予適格者証明について |
| 報告第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請等に係る事情聴取について |
| 報告第2号 | 農地法第4条の規定による届出の専決について |
| 報告第3号 | 農地法第5条の規定による届出の専決について |
| 報告第4号 | 合意による解約等の通知について |
| 報告第5号 | 県許可案件の許可状況について |
| 報告第6号 | 農業経営改善計画（認定農業者）の認定について |

(令和4年2月24日 午後1時25分)

議長 予定の方が揃われましたので、只今から、第56回総会を開催致します。

【議長挨拶】

現在の出席者数は、農業委員19名中17名の出席で過半数に達しております。会議は成立しております。なお、中塙良幸委員、飯塙祐樹委員より欠席の連絡を頂いております。

それでは、議業審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を議長より指名させていただいてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 異議なしの声を得ましたので、本日の議事録署名委員を松尾委員と福岡委員にお願いいたします。

それでは、これより議業審議に入ります。いずれも慎重審議をよろしくお願いします。

まず、議案第1号「農地確認及び非農地確認」について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号（P1～P2）を説明する。
〔農地確認及び非農地確認について〕

この度は、非農地確認の申請が7件提出されております。

1番6番7番が調整区域の案件、2番3番が市街化区域の案件、4番5番が都市計画区域外の案件となっております。

1番です。

苔塚の畠298m²につきまして、飾磨区中島の[REDACTED]より「平成9年以前より、露天駐車場等として利用している」との申請です。

2番です。

調干区高田の田12m²につきまして、勝原区朝日谷の[REDACTED]より「平成11年以前より、住宅敷地の一部として利用している」との申請です。

3番です。

余部区下余部の畠188m²につきまして、勝原区宮田の[REDACTED]より「平

成13年以前より、住宅敷地として利用している」との申請です。

4番です。

夢前町前之庄の田24畝につきまして、夢前町前之庄の[REDACTED]より「平成5年以前より、住宅敷地の一部（駐車場）として利用している」との申請です。

5番です。

夢前町戸倉の田99畝につきまして、飾磨区今在家五丁目の[REDACTED]より「平成10年以前より、住宅敷地の一部として利用している」との申請です。

6番です。

飾東町清住の田251畝につきまして、飾東町清住の[REDACTED]より「平成6年以前より、自宅敷地として利用している」との申請です。

7番です。

船津町の畠168畝につきまして、大阪府吹田市の[REDACTED]より「平成13年以前より、倉庫敷地として利用している」との申請です。

現況は、いずれも申請どおりの内容となっており、各担当委員より「適当である」との意見を頂いております。

各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長

有難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問、その他補足事項はございませんか。

各委員

[REDACTED]

議長

それでは、議案第1号について、承認とすることでよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、議案第1号は承認と致します。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

〔農地法第3条の規定による許可申請について〕

議案第2号（P3～P5）を説明する。

農地法第3条の規定による許可申請について、この度は22件提出されております。

案件の説明に当たりまして、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、「自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」とこととされております。11番の案件が[REDACTED]関係の案件となっておりますので、まず、1番から10番及び12番から22番の案件からご審議をお願いいたします。

1番から7番は現在耕作面積0畝の方の案件、8番9番10番は今回許可されると下限面積を超える方の案件、12番以降が既に下限面積を超えてる方の案件となっております。1番、6番7番及び16番から22番が調整区域の案件、2番3番、8番から10番及び15番が都市計画区域外の案件、4番5番及び12番から14番が市街化区域の案件となっております。申請地は、いずれも譲渡人・貸入の「自作地」で、譲受人・借人は、いずれも「個人」となっております。「農地取得後の全部耕作・常時従事」につきましては、いずれも現在耕作さ

れている農地に無断転用地等は確認されておらず、申請地の耕作に必要な農機具及び従事者等を確保しております。「通作距離」につきましては、1番が25kmであるほかは、いずれも15km以内となっております。「周辺の農地等の農業上の利用に及ぼす影響及び措置」につきましては、いずれの案件も「周辺の農業と同様の農業を行うので、特に影響はない」ものとの申請となっております。

それでは、案件毎に申請の概要をご説明いたします。

1番です。

林田町八幡の田3筆計3,825m²につきまして、忍町の[REDACTED]が、林田町奥佐見の[REDACTED]より「借り受けたい」との使用貸借権設定の申請です。この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は、調整区域の下限面積3,000m²を超える3,825m²になる予定です。作付作物は「水稻」となっており、営農計画書が提出されております。

なおこの案件、[REDACTED]の現在の耕作面積が0m²であり、北西部地区農政協議会では新規農家としての事情聴取について、必要とする意見が18人となっております。

2番3番です。

夢前町前之庄の[REDACTED]が、夢前町前之庄の田1,347m²につきましては、夢前町前之庄の[REDACTED]より「贈与を受けたい」との所有権移転の申請と、夢前町新庄の田2,442m²につきましては、夢前町新庄の[REDACTED]より「借り受けたい」との使用貸借権設定の申請です。この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は、都市計画区域外の下限面積3,000m²を超える3,789m²になる予定です。作付作物は「野菜、水稻」となっており、営農計画書が提出されております。

なおこの案件、[REDACTED]の現在の耕作面積が0m²であり、北西部地区農政協議会では新規農家としての事情聴取について、必要とする意見が14人、不要とする意見が4人、となっております。

4番です。

四郷町山脇の田2筆計1,328m²につきまして、四郷町山脇の[REDACTED]が、四郷町山脇の[REDACTED]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は、市街化区域の下限面積1,000m²を超える1,328m²になる予定です。作付作物は「水稻」となっており、営農計画書が提出されております。

なおこの案件、[REDACTED]の現在の耕作面積が0m²であり、北東部地区農政協議会では新規農家としての事情聴取について、必要とする意見が15人、不要とする意見が6人、となっております。

5番です。

四郷町見野の田1,078m²につきまして、花田町加納原田の[REDACTED]が、四郷町見野の[REDACTED]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は、市街化区域の下限面積1,000m²を超える1,078m²になる予定です。作付作物は「野菜、果樹」となっており、営農計画書が提出されております。

なおこの案件、[REDACTED]の現在の耕作面積が0m²であり、北東部地区農政協議会では新規農家としての事情聴取について、必要とする意見が15人、不要とする意見が6人、となっております。

6番7番です。

船津町の[REDACTED]が、船津町の田1,573m²につきましては、船津町の[REDACTED]より「購入したい」との所有権移転の申請と、船津町の田2,268m²につきましては、船津町の[REDACTED]より「借り受けたい」との使用貸借権設定の申請です。この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は、調整区域の下限面積3,000m²を超える3,839m²になる予定です。作付作物は「野菜、水稻」となっており、営農計画書が提出されております。

なおこの案件、[REDACTED]の現在の耕作面積が0m²であり、北東部地区農政協議

会では新規農家としての事情聴取について、必要とする意見が17人、不要とする意見が4人、となっております。

8番から10番です。

夢前町護持の[REDACTED]が、夢前町護持の田6筆計8, 303m²につきまして、夢前町護持の[REDACTED]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は、都市計画区域外の下限面積3, 000m²を超える8, 424m²になる予定です。作付作物は「果樹」となっております。

12番13番です。

東山の[REDACTED]が、奥山の田2筆計264m²につきまして、奥山の[REDACTED]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は5, 629m²になる予定です。作付作物は「ブルーベリー、イチジク」となっております。

14番です。

広畠区蒲田の田462m²につきまして、広畠区蒲田の[REDACTED]が、広畠区蒲田の[REDACTED]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は4, 535m²になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

15番です。

安富町塩野の田2筆計2, 108m²につきまして、安富町塩野の[REDACTED]が、安富町塩野の[REDACTED]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は13, 751m²になる予定です。作付作物は「野菜」となっております。

16番から18番です。

南畠町二丁目の[REDACTED]が、書写の田5筆計5, 656m²につきまして、書写的[REDACTED]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は10, 759m²になる予定です。作付作物は「野菜」となっております。

19番です。

花田町加納原田の田2筆計1, 430m²につきまして、御国野町国分寺の[REDACTED]が、豊富町豊富の[REDACTED]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は4, 897m²になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

20番です。

別所町佐土新の田614m²につきまして、御国野町国分寺の[REDACTED]が、たつの市の[REDACTED]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は62, 429m²になる予定です。作付作物は「果樹」となっております。

21番です。

香寺町行重の田1, 657m²につきまして、船津町の[REDACTED]が、増位新町一丁目の[REDACTED]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は10, 865m²になる予定です。作付作物は「イチゴ」となっております。

22番です。

香寺町田野の田667m²につきまして、香寺町田野の[REDACTED]が、香寺町田野の[REDACTED]より「借り受けたい」との使用貸借権設定の申請です。この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は3, 963m²になる予定です。作付作物は「野菜、果樹」となっております。

いずれの案件も、各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長

有難うございます。

まずは21件の事務局の説明について、ご意見、ご質問、その他補足事項はございませんか。

楠本委員

2番3番について、渡人は妻も亡くなり、娘も遠いところに嫁ぎ、農地を3年前から譲受人に貸していました。譲受人の住所は新しい団地で周辺に農地はなく、3年間耕作してきているのですが、奥さんも教室に通うなど大変熱心にされていて、野菜を作るのにちょうどいい土地ということで、私も相談を受けていたのですが、このたび正式に譲りたい、受けたい、との連びとなりました。あわせて、水稻についても始めたい、ということで、まずは経験を積んでということで、3番の貸人に付いて学びながら借りる、ということになりました。

次に、8番9番10番です。8番の譲渡人は、家には娘だけがおり、子供もおらず跡を継ぐ者はいない、ということです。9番の譲渡人も、母は亡くなり、姉が近くにいるけれども夫の看病で農業はできず、自身も独り身で跡を継ぐ者がいない状態です。10番の譲渡人もお母さんはこっちに帰ってこないということで農地を持て余していた状態です。譲受人の方は、息子が2人おりこれくらいなら、と引き受けることになった、とのことです。

議長

委員から詳細な補足説明がありました。

ほかに、なにか、ございますか。

小林委員

1番ですが、譲受人は■で船の造船に携わっているとのことですが、昨年から申請地に水稻、大豆、黒豆等を作付されていて、そこそこ収穫があった、とのことです。林田も休耕田とかがすごく増えてきて困っている、などと話をしたのですが、本当に積極的で熱心な方だと見受けられました。

議長

報告ありがとうございます。

ほかに、なにか、ございますか。

田舎委員

6番7番ですが、新規農家の事情聴取の必要が17人、不要が4人ということですが、営農計画書を見ると、「営農経験も充分にあり」ともあります。農業経験は、どの程度おありなのか、情報はありませんか。

福永委員

譲受人の父親は2町ほど水稻をされていて、その手伝いをしてきてまして、本人は大工ですが、十分な経験はあります。とはいながら、いっぺん事情聴取を受けて来い、と、本人にも話をしていますので、受けさせていただけたら、とは、私の考えです。

議長

報告ありがとうございます。

ほかに、なにか、ございますか。

各委員

。。。

議長

なければ、1番から7番の5名の方は、地区協議会での意見は事情聴取が必要との意見の方が多いことからも、事情聴取に来ていただく、ということでよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

ありがとうございます。それでは3月2日の日にお越しいただくこととします。

20番の■案件ですが、1月の総会でお話しさせていただきましたが、■が農地の取得を始めてから3年が経過し、その面積も今回の申請地

を含めて62,429m²に至っております。しかしながら未だ営農が當まれていない状況ですので、農業委員会として今後のことを考えまして、まずは状況把握をしようということで、現地調査チームを作り、2月15日に現地調査を実施してきました。現地調査チームの構成としましては、私と大塚職務代理、北東部地区会長の福永委員、そして地区担当の宮下農業委員、市村推進委員及び事務局です。当日は佐土及び佐土新の農区長にも立ち会っていただきました。また、■■■■■のご都合が合いましたので、30分ほどですが現地の案内をしていただきました。

現地の状況ですが、これまで申請された農地について、東西に横切る道から北側については、集約してきれいに整地され、役所で手続きをしてコンクリート製の水路に付替もされており、いつでも植えられる状況にあると見えました。先日耕運が終わったところ、とのことでした。道から南側については、整地はされていませんが、草刈りはされており雑草は見当たらない状態でした。なお、雑草が生い茂っている農地も見受けられますが、これはまだ取得されていない農地でした。

地元農区長さんの意見を聞きましたところ、以前はひどい放棄田で草が生い茂り防災上の心配もあったところが、今ではきれいに耕起され管理してもらって、農区としては大変喜んでいます、とのことでした。

しかしながら、最初の申請では水稻を、以降は果樹を植える計画との申請であったにもかかわらず、1筆だけは野菜が植えてありましたが、ほとんどは何も植えられていない状況です。

当日■■■■■から、虫食い状態で購入できていない土地について、交渉がまとまれば今後も購入していく意向もお聞きしましたので、本人の営農意欲の再確認のためにも、一度農業委員会に来ていただいて、今後の詳細な営農計画書を提示いただきたい旨依頼をしておりまして、この総会の後、現地調査チームにご説明いただけることになっております。

つきましては、今回の申請地については、これまで同様の判断でよろしいかと思います。

ほかに、なにかございますか。

各委員

・・・・・

議長

されでは、11番を除きまして、総会規定に基づき、採決します。許可相当と判断される方は挙手をお願いします。

各委員

(全員挙手)

議長

全員の挙手をいただきましたので、11番以外の案件については許可といたします。

【■■■■■関係の案件】

議長

されでは、■■■■■ご退室をお願いいたします。

【■■■■■退室】

事務局

されでは、11番について、ご説明いたします。

市街化区域の兼田の田956m²につきまして、縦の■■■■■が、亀山の■■■■■より「購入したい」との所有権移転の申請です。申請地は、譲渡人の「自作地」で、譲受人は「個人」となっております。この件許可されると、■■■■■の耕作面積は8,646m²になる予定です。作付作物は「野菜等」となっております。「農地取得後の全部耕作・常時従事」につきましては、現在耕作されている農地に無断転用地等は確認されておら

ず、申請地の耕作に必要な農機具及び従事者等を確保されております。「通作距離」につきましては15km以内となっております。「周辺の農地等の農業上の利用に及ぼす影響及び措置」につきましては、「周辺の農業と同様の農業を行うので、特に影響はない」ものとの申請となっております。

中南部地区農政協議会におきまして、特に問題点は出ておりません。
農地法第3条の規定による許可申請1件につきまして、どうぞよろしくご審議
お願いいたします。

議長　　只今の案件は、[]件でございますので、[]ご退席
願ったわけであります。
事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員　　・・・。

議長　　それでは、11番について許可相当と判断される方は挙手をお願いします。

各委員　　(全員挙手)

議長　　全員の挙手をいただきましたので、本件については許可相当といたします。

[] 入室】

議長　　[] 案件は承認となりましたので報告します。

田原委員　障害者向けサービス支援を行っていた[]がこの農地を手放す理由は、何なのでしょうか。

[] 耕作には、利用者が最低でも8人以上必要なのですが、高齢化などで利用者が激減し、営農が維持できなくなつたためです。ここ数年で新たな入所者が激減していく、日光を浴びて営農活動に携わることは入所者本人にとっては室内にずっといるより体が健康になるなどよい影響があったのですが、入所を検討する方からは嫌厭される傾向があり、新たな入所者獲得に結び付かなかつたようです。この農地は4年ほど前に取得されたのですが、[] 営農維持にかかわっていたのですが、今回手放すことになったものです。

議長　　それでは、次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。

事務局　　議案第3号(P6～P7)を説明する。
〔農地法第4条の規定による許可申請について〕
〔農地法施行規則第29条第1号の確認について〕

農地法第4条の規定による許可申請について、この度は、3件の申請が提出されております。

1番2番が都市計画区域外の案件、3番が調整区域の案件となっております。いずれも「代替地の有無」につきましては、「他に事業目的に適した代替地はない」となっております、「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、いずれも転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、周辺農業への支障はないものと考えております。

それでは案件ごとに、申請の概要をご説明いたします。

1番です。

夢前町護持の畠 351 m²につきまして、横浜市の[REDACTED]より「太陽光発電設備を設置したい」との転用の申請です。申請地の「農地区分」は、「住宅等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模 10ha 未満」である第2種農地に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、パネル 88枚、パワコン 3台、出力 [REDACTED] kW の太陽光発電設備を設置する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、「工事業者からの援助」となっております。「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、経済産業省の事業認定手続き中となっております。現況はすでに「雑種地、一部着工済み」となっており、このことにつきまして始末書が添付されております。

2番です。

夢前町護持の畠 254 m²につきまして、夢前町護持の[REDACTED]より「太陽光発電設備を設置したい」との転用の申請です。申請地の「農地区分」は、「住宅等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模 10ha 未満」である第2種農地に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、パネル 64枚、パワコン 2台、出力 [REDACTED] kW の太陽光発電設備を設置する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、「工事業者からの援助」となっております。「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、経済産業省の事業認定手続き中となっております。現況はすでに「雑種地、一部着工済み」となっており、このことにつきまして始末書が添付されております。

3番です。

香寺町相坂の田1, 199 m²のうち 2, 56 m²につきまして、姫路市より「引き続き営農型太陽光発電設備を設置したい」との一時転用の申請です。一時転用期間は許可日から令和7年3月7日までとなっております。当該地は、既に当該目的で平成25年2月14日付で一時転用許可が出ており、以降3年毎の一時転用許可更新手続きを経てしておりますので、現況は「田、すでに太陽光発電設備が設置済み」となっております。申請地の農地区分は「農用地区域内農地」となっておりますが、市農政総務課に確認したところ「一時的な転用であり農業振興地域整備計画の達成に支障なし。ただし、一時転用の必要がなくなった場合は、直ちに原状回復すること」との意見を得ております。

「代替地の有無」につきましては、「一時転用地の継続利用のため、他に適当な代替地はない」となっております。「転用事業」につきましては、1基当たり 20枚のパネルを有する 4基の追尾式太陽光発電施設を継続して設置する計画で、パワコン 2台、合計出力は [REDACTED] kw となっております。「転用に必要な資力」につきましては市の予算、「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、パワーコンディショナーを申請地外の道路敷地に設置したことから、法定外道路占用継続許可が手続き済となっております。「一時転用の場合の農地復元」につきましては、事業終了後は直ちに設備を撤去し、農地に復元する、との申請となっております。営農型太陽光設備の下部の農地における作付作物は、「水稻」となっております。

この営農型太陽光発電設備につきましては、農林水産省の通知により、継続にあたっては、適切な営農の継続が条件となっており、基準としましては、

- ・営農が行われていること
 - ・単収が地域の平均的単収と比較しておむね 2割以上減少していないこと
 - ・農作物の品質に著しい劣化が生じていないこと
 - ・農業機械等を効率的に利用することが困難と認められないこと
- を満たすこととなっております。

これまでの報告書及び下部農地における営農への影響の見込み書によると、これらの要件は満たしております。

「転用の事由の詳細」につきましては、農地への太陽光発電設備の設置が農作業や収穫量に及ぼす影響などについて、引き続き調査を行い、農業と発電事業の両立の可能性を検証する、となっています。なお、再生可能エネルギー発電に関する電力受給契約において、買取期間は 240 月間（20 年間）との内

容となっております。

いずれの案件も、北西部地区及び北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。本日の審議の結果を意見として、県に送付したいと考えております。

続きまして、農地法施行規則第29条第1号の確認について、ご説明いたします。

200m²未満の農地を農業用倉庫などの農業用施設用地に利用する場合の、農地法第4条の規定による県知事の転用許可が不要であることの確認願が2件提出されております。どちらも調整区域の案件で、申請地の農地区分は「農用地区域内農地」に該当しております。

白浜町甲の[REDACTED]から、調整区域の山田町牧野の田821m²のうち185.1m²につきましては、「農業用倉庫建てたい」との確認申請と、調整区域の山田町牧野の田1,046m²のうち147.56m²につきましては、「農作業場兼休憩所及び農道として利用したい」との確認の申請です。現況は「畑」ですが、一部、既に農作業場兼休憩所が設置されており、そのことについて始末書が添付されております。「申請地の農地区分」は、農振農用地ですが、用途区分変更の申し出があり、農業用施設用地へと変更されております。「事業内容」につきましては、農業用倉庫の設置及び、農作業場兼休憩所の設置とそこへ行くための農道を設置する計画となっております。「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、転用目的に照らして汚水の排水等は認められないものと考えます。

北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出しておりません。

以上で説明を終わりります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長

ありがとうございます。

この件について、ご意見、ご質問等ございませんか。

大塚委員

3番の案件は、[REDACTED]ですね。転用面積2,66m²は、柱の部分ということですね。

事務局

そのとおりです。4本の柱の部分で、それ以外は、水稻をされています。

議長

則29条の2件ですが、先月、用途区分変更の現地調査で見てきました。[REDACTED]には、身体障害者の方がいらっしゃいます。そういう方も含めて農作業をする、ということで、農作業の休憩所も必要だという見解に達したところです。

ほかに、なにがございますか。

各委員

・・・。

議長

なければ、議案第4号について、採決します。許可相当とすることに賛同いただける方は挙手をお願いします。

各委員

(全員挙手)

議長

全員の挙手を確認しましたので、「農地法第4条の規定による許可申請」については許可相当、「農地法施行規則第29条第1号の確認」については確認とします。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」について、事務局よ

事務局

り説明をお願いします。

議案第4号（P 8～P 9）を説明する。

〔農地法第5条の規定による許可申請について〕

農地法第5条の規定による許可申請について、この度は、8件の申請が提出されています。

1番2番が都市計画区域外の案件である外は、いずれも調整区域の案件となっております。申請地の「農地区分」は、1番から6番及び8番の[REDACTED]については、「住宅等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模 10ha 未満」である第2種農地、7番及び8番の[REDACTED]については、「公共施設等から至近距離」である第3種農地に該当すると考えております。「代替地の有無」につきましては、いずれも「他に事業目的に適した代替地はない」となっております、「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、いずれも転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、周辺農業への支障はないものと考えております。

それでは案件ごとに、申請の概要をご説明いたします。

1番です。

夢前町前之庄の田337m²につきまして、明石市の[REDACTED]が、神戸市の[REDACTED]より「負担付死因贈与契約に基づき農地を譲り受けて、貸露天資材置場にしたい」との転用の申請です。現況は「畑」となっております。「事業内容」につきましては、[REDACTED]使用するための貸露天資材置場を設置し、採石、型枠・鋼管、塼ビ管等置場とする計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては自己資金となっております。

2番です。

夢前町寺の畠156m²につきまして、夢前町寺の[REDACTED]が、山吹一丁目の[REDACTED]より「譲り受けて、広場にしたい」との転用の申請です。現況は「畑」となっております。「事業内容」につきましては、芝をはり地域の広場として利用する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては自己資金となっております。

3番です。

御国野町深志野の田1,133m²につきまして、大阪市の[REDACTED]が、花田町加納原田の[REDACTED]より「譲り受けて、太陽光発電設備を設置したい」との転用の申請です。現況は「田」となっております。「事業内容」につきましては、太陽光パネル168枚、パワコン9台、出力[REDACTED]kWの太陽光発電設備を設置する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、自己資金となっております。

なおこの案件、転用面積が1,000m²を超えておりますが、姫路市農業委員会申し合わせ事項「小規模太陽光発電設備の設置に関する転用許可案件に係る現地調査について」（平成30年7月24日第13回総会決定事項）において、[REDACTED]小規模太陽光発電設備の設置を目的とする転用許可案件に係る農業委員による現地調査は行わないこととしております。

4番です。

飾東町清住の田2筆計241m²につきまして、飾東町清住の[REDACTED]が、飾東町清住の[REDACTED]より「使用貸借権で借り受けて、進入路、露天駐車場にしたい」との転用の申請です。現況はすでに「雑種地」となっております。このことにつきまして始末書が添付しております。「事業内容」につきましては、自宅への進入路と、家族及び来客者用の露天駐車場として利用する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、自己資金となっております。

5番です。

飾東町唐端新の田2筆計861m²のうち852.25m²につきまして、東京都

新宿区の[REDACTED]が、篠東町唐端新の[REDACTED]より「地上権で借り受けて、太陽光発電設備を設置したい」との転用の申請です。現況は「田」となっております。「事業内容」につきましては、太陽光パネル240枚、パソコン10台、出力[REDACTED]kWの太陽光発電設備を設置する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、自己資金となっております。

6番です。

山田町南山田の畑180m²につきまして、山田町南山田の[REDACTED]が、山田町南山田の[REDACTED]より「譲り受けて、農業用倉庫の一部、進入路、露天駐車場としたい」との転用の申請です。現況はすでに「畑、一部宅地」となっております。このことにつきまして始末書が添付されております。「事業内容」につきましては、譲受人3名の共有名義である農業用倉庫と住宅への進入路及び露天駐車場として利用する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、譲受人自ら造成を行うため不要となっております。

7番です。

香寺町野田の田157m²につきまして、沖縄県南城市の[REDACTED]が、神戸市の[REDACTED]より「譲り受けて、露天駐車場にしたい」との転用の申請です。現況は「田」となっております。「事業内容」につきましては、譲受人が申請地に隣接する建物を事務所として購入し、申請地を露天駐車場として利用する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては自己資金となっております。

8番です。

香寺町構口の田2筆計1,317m²につきまして、堺市の[REDACTED]が、北平野南の町の[REDACTED]より「譲り受けて、太陽光発電設備設置を設置たい」との転用の申請です。現況は「田」となっております。

なおこの案件、転用面積が1,000m²を超えておりますが、申し合わせ事項により、小規模太陽光発電設備の設置を目的とする転用許可案件は現地調査を行わないこととしております。

いずれの案件も、北西部地区及び北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。本日の審議の結果を意見として、県に送付したいと考えております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長

有難うございます。

なにか、ご意見、ご質問、その他補足事項はございませんか。

松尾委員

4番の案件ですが、申請人に話を聞きましたところ、この度住宅を建て替えるにあたり、現在の進入路は認定を受けていない狭い道路であったため、新たに広い進入路を確保し、あわせて駐車場を設置する、とのことです。

議長

ほかに、ございますか。

大塚委員

7番の案件ですが、譲受人が沖縄県の人ですが、どういった経緯があつたのでしょうか。

事務局

これにつきましては、当初、空き家付農地として取得できるか、との打診から始まった案件です。申請地に北接する空き家および申請地の田について譲渡人が処分に困っておったところ、神戸で会社を経営する譲受人が、新たな拠点としてこの空き家を購入することとなりましたが、付属農地157m²については積極的な耕作意欲はなく、転用が原則許可される第3種農地であったこともあり、露天駐車場として転用し取得することになったものです。

議長	ほかに、なにかございますか。
各委員	・・・。
議長	ないようですので、議案第4号について、採決します。許可相当とすることに賛同いただける方は挙手をお願いします。
各委員	(全員挙手)
議長	全員の挙手を確認したので、「農地法第5条の規定による許可申請」については許可相当とします。
	次に、議案第6号「相続税等納税猶予適格者証明」について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第6号(P10)を説明する。 〔相続税等納税猶予適格者証明〕
	今月は2件の証明願が出ておりますので、説明させていただきます。
	1番です。広畠区蒲田四丁目の[REDACTED]が所有されていました市街化区域の農地2筆を、同居の子であります[REDACTED]が相続するというものです。農地の利用状況ですが、1番は野菜を、2番は一部野菜を作付けされております。なお、1番は進入路や資材物置部分の面積を除外して申請され、2番は、今後水稻をされるという営農計画書を提出されています。
	2番です。勝原区宮田の[REDACTED]が所有されていました市街化区域の農地1筆を、勝原区宮田の子であります[REDACTED]が相続するというものです。農地の利用状況ですが、水稻跡の状態で農地として良好に管理されています。
	どちらの案件につきましても、各地区農政協議会において適当であるとの意見をいただいております。
	適格者証明書の交付の可否について、ご審議いただきますようお願いいたします。
議長	只今の事務局の説明について、ご質問等ございませんか。
各委員	・・・。
議長	それでは、ご質問はないようですので、議案第6号について、承認することによろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
議長	「異議なし」の声を得ましたので、承認致します。 次に報告事項に入ります。 報告第1号について、事務局より説明をお願いします。
事務局	報告第1号(P11)を説明する。 〔農地法第3条の規定による許可申請に係る事情聴取について〕 〔農地中間管理事業の決定に係る事情聴取について〕
	農地法第3条の規定による許可申請の決定に係る事情聴取について、1月にご審議いただきました新規農家2件の事情聴取を、2月2日に実施していただきました。当日は、1番から3番はご本人、4番5番はご本人及びその兄が来庁され、担当委員より、営農意欲、農機具等の状況、通作距離の確認、営農計画の聴

取等、営農指導をいただき、誓約書も提出されましたので、同日付にて許可書を交付しております。

続きまして、農地中間管理事業の決定に係る事情聴取について、こちらも1月にご審議いただきました新規農家1件の事情聴取を、同じく2月2日に実施していただきました。当日は、ご本人が来所され、担当委員より、営農意欲、農機具等の状況、通作距離の確認、営農計画の聴取等、営農指導をいただき、誓約書も提出されましたので、同日付で農業委員会の決定を市農政総務課へ通知しております。その後告示され、2月15日より利用権が設定されております。

議長

有り難うございます。この事情聴取の概要報告を、橋本委員からお願ひします。

橋本委員

1番から3番について、本人は██████████設備関係の設計の仕事をされているとのことで、自治会の役員もされているのですが、農区から高齢化で放棄田が増えているとの話から、自分も水稻に興味があつて今回の申請に至った、との話でした。譲渡人はいずれも耕作困難な方で、すでに昨年のうちから譲受人が耕作を始められていたとのことで、大塚委員からも、地元では将来的に農区長の片腕となることを図望されているとの説明があり、大変熱心な方でした。すでに水路の清掃とかの共同作業にも従事していただいているとのことです。

続きまして4番5番です。本人はお兄さんと見えられて、しばらく出ておられたのですが数年前に地元に戻ってこられており、申請地のうち1筆は自宅の隣接地で、定年も近いので農業でもしながら過ごしたい、とのことでした。譲渡人の助力を得ながらやっていく、とのことです。

次に、中間管理事業の方ですが、これまでお父さんの農業を手伝ってきたのですが、この度、中間管理事業に参加されまして、お父さんから独立する形で作付されていくとのことです。この方は█████仕事をされているとのことで、お父さんとは違った販売経路、パソコンを使った販売を計画されているようです。農業関係に知人もおり、今後、水稻以外にも多角的な農業を目指していかれるようです。

議長

はい、詳しい報告ありがとうございます。

続きまして、報告第2号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第2号(P13~P15)を説明する。

[農地法第4条の規定による届出の専決について]

市街化区域内農地の4条転用案件で、この度は、1月7日から2月10日の間に受け付けたもの、18件につきまして、法定要件を満たしており、特に問題がないものとして、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。

議長

有り難うございます。

お質問をお願いします。ご意見ご質問等ありますか。

高瀬委員

8番について、転用目的が「公衆用道路」となっていますが、私道ではなくて市道ということでしょうか。

事務局

現況は、昭和50年ごろからすでに道路で、このことについて始末書が添付されています。20年以上前から道路状態ですので非農地確認の手続きも考えられましたが、今回事後届出として受理しています。この道路が市道か私道かは、不明です。

青田委員 公衆用道路であることと市道の認定は別なんですね。公衆用道路とは地目であって、私道も市道も地目上は公衆用道路です。市道の認定には条件があつて、基本的には誰でも通れる道で、行き止まりではだめで、通り抜けができること、であれば認定が受けられる、ということになります。市道に認定されると、固定資産税がゼロになります。一番のメリットは、固定資産税の問題かと思います。

議長 説明ありがとうございます。
ほかに、ございますか。

各委員 ・・・。

議長 特にないようですので、確認いたします。
次に、報告第3号について、事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第3号（P16～P24）を説明する。
〔農地法第5条の規定による届出の専決について〕

市街化区域内農地の5条転用案件で、こちらも、1月7日から2月10日の間に受け付けたもの45件につきまして、法定要件を満たしており、特に問題がないものとして、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。

議長 有り難うございます。
お目通しをお願いします。何かご質問等ございませんか。

各委員 ・・・。

議長 それでは、報告第3号について、確認することでよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 「異議なし」の声を得ましたので、確認いたします。
次に報告第4号について、事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第4号（P25～P29）を説明する。
〔合意による解約等の通知について〕

合意による解約等の通知について、この度は、貸借契約の解約が5件、使用貸借の解約の通知が15件となっています。

貸借契約の解約に伴う離作補償につきましては、いずれも「無償」となっています。

利用権に該当するものは17件で、うち、農地中間管理事業に該当するものは1件です。

以上、合意による解約等の通知につきまして、ご報告いたします。

議長 有り難うございます。
只今の事務局の説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

田嶋委員 貸借権の2番、██████████解約について、詳細はありますか。

事務局 平成28年の11月に中間管理事業から██████████に貸し付けられています。兵庫県が各所有者から借り受けて、そして██████████に貸し付ける形となっています。

農政総務課に確認したところ、[]との説明でした。

この農地は兵庫県がいったん預かって又貸ししている形になっているのですが、この解約により、現在農地は兵庫県が預かった状態となっています。1年間は兵庫県が留め置いて、新たな借り手を探すことです。なお、賃借権ですので賃料が発生するのですが、これは兵庫県の予算から手当てされることです。1年を経過すると所有者に返却されます。

ほかにも[]借りている農地はまだあり、今後統いて解約の手続きがなされていくものと思われます。

議長 ほかに、なにかございますか。

各委員 ……。

議長 特にないようですね。

それでは、次に報告第5号について、事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第5号（P 3 0）を説明する。

〔県許可案件の許可状況について〕

県許可案件の許可状況について、1月は8件に許可が下り、既に許可証を交付しておりますことを、ご報告いたします。

議長 有り難うございます。

それでは、報告第5号について、確認することでよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 「異議なし」の声を得ましたので、確認といたします。

次に報告第6号について、事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第6号（P 3 1）を説明する。

〔農業経営改善計画（認定農業者）の認定について〕

農業経営改善計画の認定について、1月の会長決裁分です。

複合経営している網干区興浜の[]につきまして、市長へ、農業の経営拡大及び利益率の向上など、改善に向けた取り組みをされていることや、営農している農地に遊休農地はないことから、問題はなく、認定農業者として「適切」と回答していました。

その結果としまして、[]は2月15日付けで認定したと市長より通知がありましたので、ご報告いたします。

議長 有り難うございます。議案は以上です。

それでは、本日の会議はこれで終了します。有り難うございました。

（午後3時 終了）

議事録署名委員

(議長)

岸本英夫

(署名委員)

松尾富昭

(署名委員)

福岡潤
